

# 社会福祉法人 妙常会 定款施行細則

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人妙常会定款第43条の規定により、法人の運営管理及び業務の細部について、必要な事項を定め、法人の業務運営の円滑かつ適正な執行を図ることを目的とする。

## 第2章 評議員および評議員会

(評議員会の開催)

第2条 評議員会は、毎年度1回開催する。ただし、予算時、または決算時に別途開催することができる。

(評議員選任・解任委員会)

第3条 定款第6条で定める評議員の選任・解任委員会の運営に関しては、別に定める評議員選任・解任委員会運営細則による。

(関係者の出席)

第4条 評議員会は、必要があると認めるときは、理事その他の関係者の出席を求め、議案の内容等について説明を求めることができる。

## 第3章 理事および理事会

(理事会の開催)

第5条 理事会は、毎年度3回開催する。但し、臨時の必要があるときは別に臨時理事会を開催することができる。

(理事長専決事項)

第6条 定款第26条で定める、理事長の専決事項は次のとおりとする。

- (1) 法人の各施設の長を除く職員の任免
- (2) 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること
- (3) 債務の免除、効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他特別な理由があると認められるもの
- (4) 予算の範囲内の設備資金の借り入れ契約
- (5) 軽微な建設工事請負契約・物品購入契約、修繕に係わる請負契約、災害など緊急時の物品購入契約
- (6) 基本財産以外の固定資産の取得、および改良等のための支出、ならびにこれらの処分
- (7) 損傷その他の理由により不要となった物品、または修理を加えても使用に耐えないと認められ

る物品の売却、または廃棄

- (8) 予算上の予備費の支出
- (9) 利用者の日常の処遇に関する事
- (10) 預り金の日常の管理に関する事
- (11) 寄付金の受け入れに関する事（寄付金の募集に関する事を除く）

（報告事項）

第7条 理事会へ報告すべき法人の事項は次のとおりとする。

- (1) 監事の監査結果
- (2) 監督官庁が実施した検査又は調査の結果（改善指示がある場合は、その改善状況）
- (3) 前条の規定により理事長が専決した事項
- (4) その他、役員から報告を求められた事項

（関係者の出席）

第8条 議長は、必要があると認めるときは、職員等関係者の出席を求め、提出議案の内容等について説明させることができる。

### 第3章 監 事

（監査の実施）

第9条 定款第20条に規定する監事の監査は、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書を理事長が作成した後、速やかに実施するものとする。

- 2 監事は、前項の監査のほか必要と認めるときは、法人の運営及び事業の実施状況等について、随時必要な時期に監査を実施することができる。
- 3 監事は、第2項の監査を実施するときは、あらかじめ、監査事項を定めておくものとする。

（監査報告書）

第10条 監事は、監査終了後、監査報告書を作成し、署名押印の上、理事長に提出するとともに、理事会に報告するものとする。

（改正）

第11条 この細則の改正は、理事会の議決を経て行う。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。